- 被告が、中労委平成12年(不再)第56号事件につき、平成15年3月19日付けでした命令を取り消す。 訴訟費用のうち、参加によって生じた分は被告参加人の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 事実及び理由

主文同旨

事案の概要

第2 事業の概要 被告参加人(以下「参加人」という。)は、原告が参加人の団体交渉申入れを拒否したことが不当労働行為に当たる として、平成11年5月12日、大阪府地方労働委員会(以下「大阪地労委」という。)に対し救済申立てを行ったと ころ(大阪地労委平成11年(不)第39号事件)、大阪地労委は、別紙1のとおりの救済命令(以下「初審命令」と いう。)を行った。原告は、平成12年11月1日、初審命令を不服として、被告に対し再審査を申し立てたところ( 中労委平成12年(不再)第56号事件)、被告は、平成15年3月19日付けで上記申立てを棄却する旨の命令(以 下「本件命令」という。)を行った。 本件は、原告が、本件命令の取消しを求めた事案である。

争いのない事実

1 争いのない事実
(1)原告は、有価証券の売買取引等を行うために必要な有価証券市場を開設することを目的として設立された会社(平成13年4月1日に会員組織の公益法人から株式会社に組織変更された)であり、仲立証券株式会社(以下 「仲立証券」という。)は、原告において有価証券の売買取引等の媒介の業務を行っていた会社である。(2)仲立証券は、平成11年4月27日、同年5月28日付けで廃業することを経費することを決定した。参加人は、この決定に関して、平成11年5月6日、原告に対して、①仲立証券の企業再開と組合員の雇用を確保よること、②組合員を原告や証券関係の業界で再雇用すること等を議題とする団体交渉(以下「本件団体交渉」という。)。(3)参加人は、平成11年5月12日、本件団体交渉拒否」という。)。(3)参加人は、平成11年5月12日、本件団体交渉拒否が不当労働行為に当たるとして、大阪地労委に対し救済申立て(大阪地労委平成11年(不)第39号事件)を行った。(4)大阪地労委をは、平成12年10月26日、原告の参加人に対する使用者性を認め、本件団体交渉拒否は不当労働行為に該当するとして、原告に対し、別紙1のとおり、①平成11年5月6日付けの参加人の団体交渉申し入れにじなけて、媒介業務の廃止に伴う媒介業務に従事していた参加人仲立分会組合員の雇用問題を議題とする団体交渉に応じなければならないこと、②前記①に関する文書を手交することを命じた。(5)原告は、平成12年11月1日、大阪地労委の上記救済命令を不服として、被告に対し再審査を申し立てた(中労委平成12年(不再)第56号事件)。

(6) 被告は、平成15年3月19日、原告の上記(5)の再審査申立てを棄却する旨の決定をした

(6) 被告は、平成15年3月19日、原告の上記(5) の再番食甲立てを乗却する旨の決定をした。 (7) なお、参加人仲立分会組合員40名は、大阪地方裁判所に対し、本訴原告を被告として、雇用契約上の権利を有することの確認等を求める訴えを提起したところ(大阪地方裁判所平成12年(ワ)第6801号)、同裁判所は、平成14年2月27日、上記組合員らの請求を棄却する旨の判決を言い渡した。参加人仲立分会組合員らは控訴したが(大阪高等裁判所平成14年(ネ)第975号)、大阪高等裁判所は、平成15年6月26日、控訴を棄却する旨の判決を行い、上記組合員らは、上告及び上告受理の申立てをしたが(最高裁判所平成15年(オ)第1561号、同年(受)第1667号)、最高裁判所は、同年12月18日、上告を棄却し、上記事件を上告審として受理しない旨の決定をした。その結果、原告は、参加人仲立分会組合員らを原告の従業員として取り扱う法的義務がないことが裁判上確定 した。 2 争点及び当事者の主張 2 金典者性の存

<u>(1</u>) 原告の使用者性の存否(争点1)

(1) 原告の使用者性の存合(争点 1) 【原告の主張】 最高裁平成 5年(行ツ)第 1 7号同 7年 2 月 2 8 日第三小法廷判決・民集 4 9巻 2 号 5 5 9 頁(以下「朝日放送事件最高裁判決」という。)によれば、雇用主以外の事業主が労働組合法 7 条にいう「使用者」に当たるためには、当該基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位になければならない。そして、本件団体交渉の交渉事項は、参加人仲立分会組合員らの雇用問題であるから、原告が労働組合法 7 条にいう「使用者」に当たるというためには、原告が仲立証券従業員の解雇等の雇用問題について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあることが必要である。しかるに、原告は、参加人仲立分会組合員らの解雇等の雇用問題について、雇用主と同視できる程度に現実的かった。よって、原告は、労働組合法 7 条にいう「使用者」には当たない。 らない。

資本関係

(イ) 見不関係 原告は、仲立証券の株式の27パーセントを保有しており、大証正会員協会(以下「正会員協会」という。) も25 パーセントを保有し、合算すると52パーセントと過半数を占めているところ、正会員協会は、原告の会員の福祉の増 進等を図ることを目的とした組織であり、歴代の常務理事等には原告の理事が就任していることに照らすと、正会員協 合け、2055日的社会品様はかられて、原生と同一共調をとる可能性が高いといる。 

(ア) 八字間 仲立証券の代表取締役には、原告出身のP1(以下「P1社長」という。)やP2(以下「P2社長」という。)が 就任しており、両社長が仲立証券の再建策の検討を行っていたものであるが、両社長が原告の出身であることから、仲 立証券の再建策に対して、原告は自らの意向を反映しやすい関係にあったといえるのであり、他方、仲立証券としても 原告の援助、協力を強く期待することができる関係にあったといえる。加えて、平成9年9月1日以降の急激かつ大幅 な仲立手数料(媒介業務を伴う売買取引について仲立証券に対して支払う手数料)率の引下げ及び立会外売買制度の導

入という原告の施策の変更が,仲立証券の仲立手数料収入の大幅な減少を招来し, 仲立証券の経営に大きな打撃を与え たのであって、これらの施策の変更が仲立証券従業員の基本的労働条件である賃金の削減に直接の影響を与えたという べきである

また, 媒介業務に携わる仲立証券従業員の作業内容,作業手順等の労働条件は,原告が定める諸規定等によって大き

な制約を受けていたといえる。 ウ 原告は、上記イ記載の支配力を実際に行使して、仲立証券従業員の基本的労働条件である雇用問題を左右する仲立 証券の再建策検討等に積極的に関与し、これを実行に移していたということができる。 加えて、本件団体交渉の交渉事項は、組合員の今後の雇用確保等を含む雇用問題について団体交渉を求めたものであ ると解されるところ、労働組合法7条2号の趣旨・目的に照らして、仲立証券従業員の雇用問題に関しては、仲立証券 の再建策検討等に積極的に関与しこれを実行に移していた原告と参加人との間で団体交渉を行うべき必要性は大きいと

の再建策検討等に積極的に関与しこれを実行に移していた原告と参加人との間で団体交渉を行うべき必要性は大きいといわなければならない。
エ 以上を総合して判断するに、原告は、平成9年10月の仲立証券の再建策検討及び平成10年3月の支店廃止等の経営方針に対する積極的関与並びにその実行を通じて、仲立証券従業員の基本的な労働条件である雇用問題に対して、現実的かつ具体的な支配力を有していたということができる。したがって、原告は、本件における団体交渉上の当事者であり、労働組合法7条2号の「使用者」に該当する。オ この点、原告は、朝日放送事件最高裁判決により、労働組合法7条の「使用者」に当たるためには、当該労働条件を自ら決定することが必要であると主張するが、①原告の上記主張は、労働組合法7条の使用者について、対動契約関係の有無のみによって判断するのではなく、不当労働行為教育制度の目的に即して決定するものであれている場合について、すなわち他の事業主の指揮命令系統下で就労することを前提とする社外労働者受入れの事例について、判断したものであって、本件命令のような親子企業の事例について判断したものではないから、原告の上記主張は失当 判断したものであって,本件命令のような親子企業の事例について判断したものではないから,原告の上記主張は失当

である。 【参加人の主張】 ア 労働組合法7条の「使用者」とは、労働者の労働関係上の諸利益に影響力ないし支配力を及ぼし得る地位にあるー ア 労働組合法7条の「使用者」とは、労働者の労働関係上の諸利益に影響力ないし支配力を及ぼし得る地位にあるー

中立証券に対する支配力を有していた。 (ア)制度面について 仲立証券が行う媒介業務は、原告の本来的業務とみるべきものであり、実質的には、仲立証券は原告の一部門とみる

べき存在である。

原告の定款においては、当初は、「仲立会員は、証券会社であって、本所の市場における有価証券の売買取引等の媒介を専業とするものでなければならない」と、その後は、「仲立会員は、証券会社であって、本所の市場における有価証券の売買取引等の媒介を重要な業務とするものでなければならない」と定めていたこと、仲立証券の収入に占める仲立正券の制合の制合が高いこと及び原告は仲立証券の大阪証券で、日本のでは、日本 とに照らすと、仲立証券 (イ)資本関係について 仲立証券は、原告と離れて独自に自由に事業を展開することはできなかった。

(イ) 最後の保護による。 (中立証券の株式は、原告、正会員協会のほか、有限会社北浜親和会(以下「北浜親和会」という。)が26パーセント、有限会社北浜水明会(以下「北浜水明会」という。)が22パーセントを保有していたところ、北浜親和会及び北浜水明会は、設立の経緯、その出資持分の保有者等に照らすと、原告の意に沿うように株主権を行使すると考えられるから、結局、実質的には、原告が仲立証券の株式の100パーセントを保有していたものというべきである。

から、結局、実質的には、原告が仲立証券の株式の100パーセントを保有していたものというべきである。 (ウ)人事面について 原告が昭和60年に仲立証券の株式を取得して以降、原告の出身者9名が仲立証券の役員又は管理職に就任している 「原告が昭和60年に仲立証券の株式を取得して以降、原告の出身者9名が仲立証券の役員又は管理職に就任している 原口が中間の 0 中に附立証券の体式を取付して以降、原古の口身有 9 名が押立証券の役員又は管理職に就任しているほか、仲立証券解散後も原告出身者 3 名が仲立証券の清算人に就任している。とりわけ、平成 7 年以降は、原告の意のままに、P 1 社長、P 2 社長が、仲立証券の社長に就任している。ウ 原告は、上記イ記載の支配力を背景として、仲立証券に対し、従業員の賃金カットを指示するなど仲立証券の従業員の労働条件に対して決定的な影響力を及ぼしており、また、仲立証券の解散に至る一連の経過についても決定的な影響力をほした。

響力を行使した

音刀を11度した。 エ 以上によれば、原告は、仲立証券の従業員の労働関係上の諸利益に影響力ないし支配力を及ぼし得る地位にあったことは明らかであり、労働組合法7条にいう「使用者」に当たるものというべきである。 オ この点、原告は、朝日放送事件最高裁判決により、労働組合法7条の「使用者」に当たるためには、当該労働条件を自ら決定することができることが必要であると主張するが、朝日放送事件最高裁判決は、社外労働者を受け入れている場合について、すなわち、他の事業主の指揮命令系統下で就労することを前提とする社外労働者受入れの事例について判断したものではない。したがって、原告の上記を提供ないます。 主張は失当である。

(2)義務的団体交渉事項該当性(争点2)

【原告の主張】

TM 日の主張 ア 前記争いのない事実(7)記載のとおり、参加人仲立分会組合員らは、本訴原告を被告として、雇用契約上の権利 を有することの確認等を求める訴えを提起し、最高裁判所まで争ったが、前記組合員らの敗訴が裁判上確定した。した がって、本件団体交渉の交渉事項である参加人仲立分会組合員らの雇用問題は、実現可能性がないのであるから、義務 的団体交渉事項には当たらない。

四四件×ア 申 県にはヨにりない。 イ 義務的団交事項に当たるか否かは、労働組合の構成員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係 の運営に関する事項であって、使用者が処分可能なものか否かによって判断すべきであるところ、以下のとおり、本件 団体交渉の交渉事項は、いずれも、義務的団体交渉事項ではない。 (ア)「仲立証券を企業再開し、仲立分会組合員の雇用確保を図ること」については、企業再開をするか否か、雇用を するか否かは、憲法に保障された「営業の自由」「採用の自由」の範疇に属するものであって、企業の専権的自由に属 するものであるから、義務的団体交渉事項ではない。 (イ)「原告において仲立分会組合員を再雇田するか否か」も、原生の「採用の自由」の策疇です。て美容が民体を進

「原告において仲立分会組合員を再雇用するか否か」も、原告の「採用の自由」の範疇であって義務的団体交渉

事項ではない。 (ウ)「原告が日本証券業協会及び関係機関において仲立分会組合員を再雇用すること」は、原告が自由に処理・処分 できる事柄ではなく、「自ら決定することのできる労働条件」ではないから義務的団体交渉事項ではない。

【被告及び参加人の主張】 【版日及び参加人の王報子 原告は、「仲立証券を企業再開し、仲立分会組合員の雇用確保を図ること」「原告において仲立分会組合員を再雇用 するか否か」について、憲法上の「営業の自由」「採用の自由」を根拠として、義務的団体交渉事項に当たらないと主 張する。しかし、労働組合法7条2号の目的は、使用者による正当な理由のない団体交渉拒否を不当労働行為として禁 止し、労働組合の固有の権能である団体交渉権を活発に行使し得るようにすることにある。使用者に「採用の自由」が あるからといって、労働者の重要な労働条件である採用や再雇用等の雇用問題に関して団体交渉を行うこと自体を否定 するような主張は,憲法28条によって保障されている団体交渉権を不当に侵害するものであって到底許されるもので

また、原告は、「原告が日本証券業協会及び関係機関において仲立分会組合員を再雇用すること」が義務的団体交渉事項に当たらない理由として、原告が「自ら決定することのできる労働条件ではない」と主張する。しかし、原告は、平成9年10月の仲立証券の再建策検討及び平成10年3月の支店廃止等の経営方針に対する積極的関与並びにその実行を通じて、仲立証券従業員の基本的な労働条件である雇用問題に対して、現実的かつ具体的な支配力を有していたのである。したがって、原告は、仲立証券従業員の雇用問題に対して処理権限を有していたのであるから、上記の原告の主張は失当である。

(3) 被救済利益の喪失の有無(争点3)

【原告の主張】

◆ 年前 2 【原告の主張】において述べたとおり、参加人仲立分会組合員らが本訴原告を被告として提起した雇用契約上の権利を有することの確認等を求める訴えについては、上記組合員らの請求を棄却する旨の判決が確定した。したがって、本件団体交渉の交渉事項は、もはや実現不可能となったのであり、当該交渉事項は消滅したものというべきであって、参加人が表えばは消滅したというべきである。

【被告及び参加人の主張】

争う。 3 争点に対する判断 第3

当事者間に争いのない事実, 証拠(文章中に記載したもの)及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。なお, 文末に証拠等の記載がない事実は, 当事者間に争いのない事実である。 (1) 当事者等

(1) 当事者等
ア 原告は、有価証券の売買取引を行うために必要な市場を開設することを目的として証券取引法に基づき昭和24年
に大阪証券取引所として設立された会員制の公益法人であり、本件再審査係属中の平成13年4月1日に株式会社に組織変更したものである。なお、以下で触れる定款、諸規程及び組織等は、上記組織変更前のものである。
原告は、公益性や投資家の保護の観点から、有価証券(株券や債券等)の現物取引や株価指数先物取引、株価指数オプション取引等の先物・オプション取引(以下、これらの取引を「有価証券の売買取引等」という。)が公正、円滑に行われるように運営することをはじめ、会員の動向把握や情報収集等の管理、取引市場施設の管理等を行い、これらの業務は、証券取引法、同法施行令等の法令や原告の定款、業務規程、業務規程施行規則等に規定されていた(乙18【7頁】、19【2頁】、弁論の全趣旨)。
原告は「証券会社を会員としていたが、その会員は、本件初審申立時には、有価証券の売買取引等を重要な業務とす

来例は、証券取り法、向法施り下きの法下や原告の足款、未例規程、業務規程施り規則等に規定されていた(乙丁8~7頁】、19【2頁】、弁論の全趣旨)。原告は、証券会社を会員としていたが、その会員は、本件初審申立時には、有価証券の売買取引等を重要な業務とする正会員(本件初審申立時の原告定款8条1項)と、正会員間の有価証券の売買取引等の媒介(有価証券の売買取引を成立させること)を重要な業務(以下、この業務を「媒介業務」という。)とする仲立会員(同定款8条2項)とに分けられていた。正会員は、いわゆる一般の証券会社のうち一定の資格を持ち原告に加入を認められた証券会社であり、その数は約110社であった。また、仲立会員は、本件初審申立時には、仲立証券1社であった。しかし、本件初審審問終結時には、仲立会員は存在せず、原告の定款においても8条2項その他仲立会員に関する規定は削除された。原告の最高意思決定機関は会員総会であり、業務執行に関する議決機関は理事長及び常任理事等で構成する理事会であり、理事長の諮問機関として、専門的分野を扱う会員委員会等の常設委員会が設置されていた。原告の運営の基本方針を決定するのは理事会であり、これらの部で働く原告の従業員数は、本件初審審問終結時約290名であった。(乙18【7頁】、乙19【2頁】) 乙19【2頁】)

原告と正会員88社は、原告会員の福祉増進、施設やサービスの提供を図ることを目的として、正会員協会を設けていた。正会員協会の歴代の常務理事や監事には、原告の理事が就任し、原告従業員が出向し事務を行っていた。イ 参加人は、肩書地に事務所を置く労働組合であり、大阪市αのβ地区を中心とする証券会社や証券関係機関等の従業員によって組織されており、その組合員数は本件初審審問終結時約300名であった。仲立証券には、参加人の仲立

(弁論の全趣旨) 原告において正会員間の媒介業務を行う証券会社は、原告発足の当初は11社あったが、順次統合され、昭和60年には仲立証券1社となった。仲立証券の資本構成は、昭和60年から原告が資本参加し、仲立証券が解散した当時には、発行済株式のうち原告が27パーセント、正会員協会が25パーセント、北浜水明会が22パーセント、北浜親和会が26パーセントをそれぞれ保有していた(なお、北浜水明会、北浜親和会の株式保有の経過については、後記(

会が2000年によりである。)。 4)テ記載のとおりである。)。 また、原告が昭和60年に仲立証券の株式を取得して以降、別紙2のとおり、原告出身者等が仲立証券の役員又は管

また、原告が昭和60年に仲立証券の株式を取得して以降、別紙2のとおり、原告出身者等が仲立証券の役員又は管理職に就任した(甲20、乙2、乙B38、弁論の全趣旨)。なお、原告定款71条5項、70条3項は、原告の理事長、常任理事は、その在職中証券業に従事することができないと規定していたところ、昭和62年5月19日に施行された定款の付則は、「定款71条5項において準用する70条3項の規定にかかわらず、当分の間、仲立証券の取締役又は監査役については、理事会の承認を受けて、その業務に従事することができる。」と規定している(乙B87)。エー仲立証券は、従業員の労働条件について、就業規則を定めるほか、参加人との間で昭和36年3月31日に労働協約を締結し、本件初審申立時まで当該労働協約が継承されてきた。その結果、仲立証券の従業員の賃金のベースアップ等の問題に対するストライキも中立証券に対して実施されてきており、原告が当事者となったことはなかった。また、労働時間、休憩時間、休日をはじめその他の労働条件についても、仲立証券自身によって決定されており、原告がこれに関与することは一切なかった。さらに、仲立証券の従業員の採用、解雇、配置、懲戒についても、仲立証券自身が決定していた。(乙43【16ないし18頁】、乙B59【12ないし16頁】、弁論の全趣旨)(2)有価証券の売買取引等について

有価証券の売買取引等の概要 アー有個証券の元員取引等の似安 (ア)証券取引所市場は、大量の有価証券の売買取引等の需要と供給が円滑に処理され、需給を反映した公正な価格を 形成するのが基本的な機能であることから、「価格優先」「時間優先」という競争売買の原則や市場集中の原則を基本 にして営まれてきた(ただし、市場集中の原則は、本件初審審問終結時には既に廃止されている。)。なお、原告にお いては、「価格優先」「時間優先」の原則を適用しない特定銘柄制度、立会外分売制度等も存在する(ただし、特定銘

柄制度は既に廃止されている。)。 (イ)大阪証券取引所内で行われる有価証券の売買取引等は、通常、証券会社からの売買の注文、売買注文の付合せ、 売買取引の成立、決済という手順で行われ、平成10年ころまでの売買取引方法としては、以下に述べるような、いわ ゆる「手商い」 「システム売買」と呼ばれる売買取引があり、平成8年に導入された「日経300先物スプレッド取 引」等や平成9年に導入された「立会外売買制度」の例外を除き、いずれも媒介業務を必要としていた。 a 手商いの概要は次のとおりである。

- a 手商いの概要は次のとおりである。 手商いとは、大阪証券取引所内の売買立会場において、証券会社の売買担当者の手の動き(ハンドサイン)を伝達手段として行われる売買取引である。 (a) 顧客の売買注文を受けた証券会社は、店舗等から大阪証券取引所内の売買立会場に設置されたそれぞれの証券会社専用の電話(この電話を「場電」という。)又は専用の端末機を通じて売買立会場内の証券会社の売買担当者に注文の内容を伝える。売買立会場内の証券会社の売買担当者は、売買立会場内の証券会社の売買担当者に活り、かウンター内を「ポスト」という。)付近に待機している証券会社の売買担当者(「場立ち」という。)にハンドサインで注文内容を伝える。 (b) 場立ちは、売買立会場内の区画の中(ポスト)にいる仲立会員に注文の内容を伝える。仲立会員は、売買注文内容を「注文控(板)」と呼ばれるボードに、注文の値段や注文の時間等を特定の方式で記載する。このような注文が次々と仲立会員に伝えられる中で、仲立会員は、複数の注文控(板)を見ながら「価格優先」「時間優先」の原則に基づいて注文の付合せを行い、これによって売買取引が成立する。 (c) 仲立会員に伝えられる中で、仲立会員は、複数の注文控(板)を見ながら「価格優先」「時間優先」の原則に基づいて注文の付合せを行い、これによって売買取引が成立する。

所の売員立会場の株価表示装直(ボールド)や証券会社の株価表示板などに示され、一般投資家に現在の株価を知らせることになる。 システム売買の概要は次のとおりである。 システム売買とは、売買注文入力装置等を使って行われる売買取引である。 (a)証券会社から専用端末機を通じて売買注文がなされ、即時に大阪証券取引所の装置(「中央処理装置」と呼ばれる。)に登録される。登録された売買注文は、「価格優先」「時間優先」の原則に従って集計・整理がなされ、大阪証券取引所の端末機の画面に表示される(この画面表示されたものは「注文控(板)」と呼ばれる。)。 (b)仲立会員は、画面に示された注文控(板)を見ながら一定のルールに従って、端末機を操作して売買注文を付け合わせ、売買取引を成立させる。 (c)原告の従業員は、原告の端末機に表示される取引状況を見て、適正な取引が行われるように審査、監視するなどの無理を行う

の管理を行う。 原告は、このような仲立証券の行う媒介業務の作業内容や作業手順、作業時刻等について、業務規程や業務規程施行 規則を定めていた。業務規程中の次のような定めがその例である。 業務規程30条

仲立会員は、正会員から取扱銘柄について、次の各号に定めるところにより呼値の委託を受けるものとする。 ) 板呼値については、当該銘柄の取引ポストにおいて、売買立会開始時の20分前から売買立会終了時までの間 ) システム呼値については、仲立会員端末装置により、売買立会開始時の25分前から売買立会終了時までの間 業務規程34条

研究は、マネー 仲立会員は、呼値の板への記載、板呼値及びシステム呼値についての付合せ、売買照合システムにおける端末装置にる入力、売買契約照合書への記載その他取扱銘柄の売買取引の媒介業務について、一切の責任を負うものとする。 また、原告の作成した「運用の手引き」(乙B71)には、売買取引の状況が特別気配や注意気配の場合の注文控( ②)の操作方法等が記載されている。 よる入力,

極)の操作方法等が記載されている。 他方、仲立証券も、原告の業務規程等を実施するための細目として、媒介業務を行うに当たり必要な事項について媒介業務規程で定めているほか、債券売買取引や株券先物取引、株券オプション取引等の媒介業務に関する媒介業務規程の特例や付随する取扱規則等を定め、これらを網羅した媒介業務規定集という冊子を作成していた。 (エ)有価証券の売買取引等は、基本的に売買立会時間内に行われるが、例えば大型株の上場など売買取引量に大幅な変化が見込まれるときなどは、売買立会時間が変更されたことがあった。また、原告は、平成元年には年末の立会日を変更し、平成3年4月には午後の立会開始時刻を変更したほか、昭和63年9月には休日に講習を開催するなどし、このような原告による売買立会時間等の変更等に伴い、仲立証券は、従業員の休暇や勤務時間を変更した。(弁論の全趣

日(オ) 証券会社は、有価証券の売買取引等を行うに当たり、原告に対しては定率会費を支払い、仲立証券に対しては媒介業務を伴う売買取引について一定の手数料(仲立手数料)を支払っていた。 (カ) 本件初審申立時には、国内にあった8証券取引所のうち、媒介業務を主要な業務とする証券会社は、原告のほか、東京証券取引所、名古屋証券取引所の3証券取引所に存在するだけで、他の5か所の証券取引所には存在せず、それで表記を表現してはませばよれませば、 れぞれの証券取引所が直接媒介業務を行っていた。

有価証券の売買取引等制度の変更

イイ有価証券の売買取引等制度の変更 (ア) 有価証券の売買取引等におけるシステム売買は、金融・資本市場の自由化やグローバル化等を背景に、昭和63年10月に日経225先物取引で開始されたのをはじめ、平成元年12月からは日経225オプション取引で、平成3年2月からは一部の株券の売買取引で行われるようになった。 平成8年、日経300先物スプレッド取引において、会員の証券会社がシステム売買を行う際、仲立会員による媒介業務を経ることなく証券会社のコンピュータの端末機を操作して売買取引を行していった。 (イ)東京証券取引所は、平成9年11月14日、証券会社とその顧客が予め銘柄、価格、数量を決定して売注文と買注文を同時に申し込む取引(以下「大ロクロス取引」という。)について立会外売買制度を導入し、その媒介に係る手数料を不要とした。これに続き、原告も、同年12月8日、大ロクロス取引について、媒介業務を必要としない立会外売買制度を開始した。大ロクロス取引は取引額が大きく、立会外売買制度の開始により大阪証券取引所内での売買取引が減少し、これに伴い仲立証券の手数料収入は著しく減少した。 立会外売買制度の開始により大阪証券取引所内での売買取引が減少し、これに伴い仲立証券の手数料収入は著しく減少した。 つ会外売買制度の導入に関しては、平成9年9月29日、原告常務理事P4(以下「P4常務」という。)らと仲立証券のP1社長らが話し合った際、P4常務は、P1社長に対し、参加人との交渉においては、原告の説明と平仄を合わせて対処してもらいたい等と述べた(乙B75)。 (ウ)大阪証券取引所では、仲立証券が営業を休止したことに伴い、平成11年4月13日、株券の売買取引が完全自動執行に移行した。

動執行に移行した

が、パースである。 (エ)大阪証券取引所では、平成11年7月26日、転換社債に係る売買取引がシステム売買に変更されるとともに完全自動執行に移行したことにより、すべての株券や債券に係る取引が完全自動執行に移行し、これをもって大阪証券取引所における媒介業務は消滅した。

- き、原告の定める料率により仲立手数料を徴収するものと定められていた。仲立手数料の具体的な料率は、業務規程施行規則28条に定められており、下記(ウ)のとおり、これまで幾度か改定されてきた。 (イ)仲立手数料率改定の手続は、原告の担当課が作成した改定案を稟議し理事長及び常任理事が決裁した後、原告内に設置されている理事長の諮問機関である会員委員会に諮問して了承を得、理事会で報告を行い、その後大蔵省に届け出るという手順を踏んで実施されていた。また、改定された仲立手数料率は、原告が発行する広報紙「所報」に掲載されていた。
- れていた。 (ウ)仲立手数料率は、従来、株券等の売買取引額が多額になるほど料率が下がる逓減料率方式を採用していた。本件に関連する平成9年9月以降の仲立手数料率改定の状況は、以下のとおりであった。 a 平成9年9月1日、1回の売買代金が10億円を超える大口の株券等の売買取引について、それまでの仲立手数料
- 率をおおむね半分に引き下げた
- 平成10年2月1日,仲立手数料率をそれまでの逓減料率方式から売買取引額の多寡によって変動しない固定料率

- B 平成 1 0 年 2 月 1 日,仲立手致科率をそれまでの逓減科率方式から元員取引額の多募によって変動しない固定科率方式に改め,その料率を万分の 0. 2 4 4 とした。
  c 平成 1 0 年 5 月 1 日,仲立手数料率を 4 0 パーセント引き下げて万分の 0. 1 4 6 とした。
  d 平成 1 1 年 4 月 1 3 日,仲立証券の営業休止に伴い,仲立手数料を徴収しないこととした。
  なお,原告は, a ないし c の改定について,事前に仲立証券に対しその旨通知していた。
  (3)仲立証券の経営状況及び金融システム改革の動きについて(平成 5 年 3 月から平成 9 年 6 月まで)
  ア 参加人と仲立証券との労働協(乙B20)中には,合理化に伴う労働条件の変更に関して,次のとおり規定されている(7B20 4 全級の全 報告)。 ている(乙B20、弁論の全趣旨)。 第9章 その他
  - (事務機構の変更等の事前通知)

(事務機構の変更等の事前通知) 会社は事務機構の変更並に事務の機械化、合理化については事前に組合に通知するものとし、それに伴う労働条件の変更については組合と協議決定するものとする。 イ 仲立証券は、媒介業務以外に、大阪証券取引所外において、証券会社や金融機関を顧客として債券等の仲介業務等を行っていたが、昭和60年9月期当時には、手数料収入約35億円のうち、仲立手数料収入ではない大阪証券取引所外で行う店頭債券手数料が約40パーセントを占めていた。仲立証券の収入に占める店頭債券手数料の割合は、翌年度の昭和61年9月期には約33パーセントに落ち込み、以降、その割合は減少し続け約17パーセントないし24パーセント程度にとどまり、逆に市場内仲立手数料収入の割合が増大した。 なお、仲立証券は、当時、大阪証券取引所外の債券取引においては、大阪証券取引所内の取引の約2倍の手数料を徴収していたため、債券取引について市場内外の執行条件の均衡を保持する等のために、原告と仲立証券との間で、大阪証券取引所外の債券取引について債券特別手数料を徴収する旨の覚書が策定された。もっとも、平成5年以降は、仲立証券の原告に対する上記債券特別手数料の支払は免除された。(乙B53、54、弁論の全趣旨)ウ 仲立証券の平成5年3月期のを営状況は、宣標とされた。(乙B53、54、弁論の全趣旨) クが約17億3500万円とピーク時から半減したのに対し、営業費用として約23億2600万円を要し、経常損益は約3億8600万円の赤字であった。仲立証券の経常損益は、平成5年3月期の決算期以降、赤字のまま推移し黒字になることはなかった。

になることはなかった エ 平成7年5月, 仲 エ『平成7年5月,仲立証券の代表取締役に,それまで原告専務理事を務めていたP1社長が就任した。P1社長の仲 立証券への代表取締役就任は,原告の意向に沿うものであった。(乙43【1ないし3頁】,乙A64【1ないし3 頁】)

スプ 仲立証券は、平成7年10月16 日、取締役会を開き、仲立証券の経営が平成5年3月期に赤字に転落し今後も黒字に復する見込みがないことから、役員報酬の据置きや役員賞与の不支給、電話代金やコピー印刷等の事務費の軽減、 従業員への交通費支給方法の変更等経費削減に取り組むこと等を内容とする合理化策を決定し、その旨従業員に通知

-ビスと多様

なお、仲立証券の平成9年3月期決算における営業収益は約21億5400万円(うち仲立手数料収入は約21億300万円)、営業費用は約22億2000万円であり、経常損益は約6300万円の赤字であった。 仲立証券は、平成9年9月1日及び同月2日、取締役会を開き、同社の再建のために、前記アの案の下に、仲立証 100万円).

イ 仲立証券は、平成9年9月1日及び回月2日、収輸収金を開き、回社の母建のために、明記ノの素の下に、正立服券の業容拡大、新会社の設立等を検討した。 ウ 仲立証券は、平成9年9月16日、同社の再建策を決定し、原告に説明した。当該再建策においては、仲立証券が 出資して資本金3億円の子会社を設立すること、子会社の業務として株券やデリバティブ(金融派生商品)の取次業務 等を行うことが考えられていた。しかし、仲立証券は、原告との意見交換後、資金の調達が困難であること等から子会 社の設立は不可能であるとの結論に達し、再建策を検討し直すこととした。(乙A6ないし12、弁論の全趣旨)

28【6,7頁】)
平成9年11月14日時点での仲立証券の従業員は142名であり、希望退職に応じた従業員は51名(このうち組合員は13名)で、そのうち仲立証券を退職後に後記キの北浜ビジネスサービス株式会社に採用された従業員は16名いた(乙41【6,7頁】、乙A28【6,7頁】)。
平成9年12月12日、北浜ビジネスサービス株式会社(以下「KBS」という。)が設立された。KBSの業務は、一般の証券会社において原告の立会場に流遣する担当者の業務が著しく減少したため、その担当者に代わって立会業務を代行するものであり、平成10年1月5日から業務を開始した。KBSは、同じ日に設立された大証オフィスサービス株式会社(以下「大証オフィス」という。)の100パーセント出資により設立されたものである。なお、大正オフィスは、原告が100パーセント出資する大証システムサービス株式会社(以下「大証システム」という。)の100パーセント出資により設立されたものである。なお、大正会員協会とが共同出資し設立した会社である。
P1社長は、KBSについて、平成9年12月15日に行われた参加人との団体交渉の席上で、「最近、証券業界についた」、「仲立の社員を優先的に採用してもらうことになった」と発言した。なお、複数の新聞が、KBSの設立について、「仲立証券の受皿会社」「仲立証券からの移籍者や退職者ら約25人を受け入れる」と報じた。 KBSは、会社設立後、平成9年12月15日から同月19日にかけて社員を募集したが、P1社長が仲立証券従業 7頁】) 28 [6. について、「仲立証券の受皿会社」「仲立証券からの移籍者や退職者ら約25人を受け入れる」と報じた。 KBSは、会社設立後、平成9年12月15日から同月19日にかけて社員を募集したが、P1社長が仲立証券従業 員の優先採用を働きかけたこともあって、仲立証券からは、前記力のとおり従業員16名が採用され、また年明けの平成10年1月6日から同月21日にかけて行われた追加募集の際にもさらに3名が、さらに同年9月にも2名が採用された(後記(5)のイ)。 KBSの社長、取締役らの役員はいずれも原告の出身者であり、社員は全て仲立証券退職者であった。 ク仲立証券は、平成9年12月15日、参加人及び同仲立分会に対し、平成10年4月から従業員の基本給を約20パーセント減額することや、役職手当を一部廃止すること等を内容とする賃金制度の改定案を提案した(乙34)。 また、仲立証券は、平成9年末、取締役を7名から3名に減少させるとともに、部長、次長の役職手当を半額に減らし、参事等の役職手当を廃止した。このように仲立証券は経費の削減に努めたが、同社の平成10年3月期の決算は、 営業収益が約15億3400万円(このうち、仲立手数料収入は約15億1300万円)、営業費用が約18億680 0万円で、経常損益は約3億3400万円の赤字であった。(乙2、40、41【8、9頁】、乙A26、28【8、9頁】) 9頁】) ング、原告のP4、P7の両常務は、平成10年3月11日、P1社長に対し、「理事長を含む原告内部の打合せで仲立証券東京支店の廃止もやむを得ないとの結論に達した、したがって、第二会社設立も白紙に戻して検討せざるを得ない。また、撤退した場合には仲立証券の自主廃業も視野に入れて検討してもらいたい」旨申し入れた。東京支店を仲立

し、平成11年5月28日には宮業を廃止するに至っている。 また、P1社長は、平成10年4月ころ行われた参加人との団体交渉において、次のような発言をした(乙4、7)

平成10年4月1日の団体交渉

```
「『50・50・42再建案』については、原告と合意したものであり私見ではない」。参加人は、平成10年4月30日、原告に対し、仲立証券の「親会社」として仲立証券従業員の雇用等の問題に関して責任があるとして団体交渉の開催を求めた。これに対し、原告は、仲立証券の合理化やこれに伴う人員削減の問題は仲立証券のの労使間で話し合う問題であり、原告と団体交渉する議題にはなじまないとの理由でこれを拒否した。なけ、中位主証券は、平成10年6月1日、従業員の基本給を約2割削減することとし、同月から実施した。なが、5月実直、5日、東1社長に対し、賃金カットは4月実施が、51実施のためで、来週までに強行実施の意思表示をしてほしい旨述べた。(乙13【7,8頁】、17【18,19頁】、41【8頁】、43【142ないし151頁】、乙A28【8頁】、64【142ないし151頁】)参加人は、平成10年6月1日、原告に対し、仲立証券は仲立証券の経営を再建することにより経営危機に陥をで、中立証券のが、中立証券の手を扱力をで、中立証券の発営を下げたのは、東京証券の別所等として団体交渉の開催を拒否するとともに、仲立手数料率に関して、これを引き下げたのは、東京証券取引所等として団体交渉の開催を拒否するとともに、仲立手数料率に関して、これを引き下げたのは、東京証券取引所等として団体交渉の開催を拒否するとともに、中立手数料率に関して、これを引き下げたのは、東京証券取引所等として団体交渉の開催を拒否するとともに、中立手数料率に関して、これを引き下げたのは、東京証券取引所等として団体交渉の開催を指否するとともに、中立にはないから団体交渉には応じられないと答表に、参加の出版とは、平成10年6月15日、原告に対し、同はないから団体交渉に入ることと表が、参加を記入とに、第6日、取得しは使用し、原告に対し、原告に対し、原告に対し、原告に対し、原告に対し、原告に対し、原告に対し、原告に対し、を持ては使用し、原告に対し、を持て、表別により、またののよりに対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対しに対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に対し、表別に
   ス P1社長は、平成10年6月22日、仲立証券の代表取締役を辞任することを表明し、同日開催された参加人との
団体交渉の席上、辞任は健康上の理由によるものであると説明したが、「(私は)敵前逃亡」とか「私の行為は万死に
  国体文がの構工。計画は健康工の理由によるものであると説明したが、「(私は)献前返亡」とか「私の行為は分光に値するもの」という発言もした。(乙5、6【3頁】、9)
この時点で仲立証券の後任の社長は全く決まっておらず、P1社長は、仲立証券の役員をはじめ、原告や正会員協会の役員にも社長就任を依頼したが、いずれも断られた(乙44【1ないし3頁】)。参加人は、平成10年6月23日、原告に対し、P1社長が辞任を表明したことや、仲立証券の経営問題に関して原告の考えを問いただした。これに対し、原告のP4常務は、「50・50・42再建案」は原告が決めたものではなく、仲立証券の経営上の問題に関しては存在は対し、原告の日本に対し、原告に対し、「50・50・42再建案」は原告が決めたものではなく、仲立証券の経営上の問題に関し
対し、原告のP 4 常務は、「50・50・42再建案」は原告が決めたものではなく、仲立証券の経営上の問題に関しては原告は答える立場にないと答えた。
セ 原告においては、平成10年6月30日、定時会員総会が開催されたが、その直前、参加人組合員が抗議行動のため原告に出向き、退去を求める原告の役職員と押し問答になり、もみあいの状態になった。ソ 参加人は、平成10年7月9日、原告に対し、再度、仲立手数料率の引下げ等の仲立証券の問題に関して団体交渉の開催を要求したが、原告のP 7 常務は、これまでと同様の答弁を繰り返して要求書の受取を拒否した。タ P 1 社長は、平成10年7月14日、原告のシステム部に在籍していた時の部下で大証オフィスに出向していたたの P 1 社長は、平成10年7月14日、原告のシステム部に在籍していたが、P 1 社長の再三の依頼により30 P 8 でとした。P 2 社長に仲立証券の社長就任を依頼した。P 2 社長は、当初固辞していたが、P 1 社長の再三の依頼によりるP 8 でとした。P 1 社長が、P 2 社長に対し、仲立証券への社長就任を依頼したのは、後に原告の理事長となるP 8 の 8 であるとした。なるP 8 では、当初固辞とのであった。(甲13【20頁】、乙43【123ないし125頁】、フス64【123ないし125頁】)
チ 平成10年7月22日、仲立証券で臨時株主総会及び取締役会が開かれ、P 1 社長の辞任表明の撤回を求めた。 8 でますの場で、「『50・50・42再建案』は事実の問題であら音ない。それば他に就任した。なお、参加の目体交渉の場で、「『50・50・42再建案』は事実の問題であら音ない。それが終わるまた、P 1 社長いら業務の引継ぎについて説明を求めた。また、P 2 社長は、仲立証券の業務内容・財務状況を更に詳細に把握するために時間が必要であるとして、それが終わるまで参加人との団体交渉を含め関係先との交渉を勝手に進めないよう役職員に指示した。(乙8、35、44【9ないし12頁】)
    し12頁】)
  ツ それから数日後、ある参加人組合員の自宅に、差出人P1社長名義で幾つかの文書が同封された封書が届いた。それらの文書には、仲立証券の経営問題を巡って、仲立証券と原告とが折衝した際の日時、出席者氏名、発言内容等が時系列の記載されていた。(乙10ないし15)
ア 参加人は、平成10年7月成10年(不)第44号事件)
                                                               平成10年7月30日、大阪地労委に対し、原告及び仲立証券を被申立人とする救済を申し立てた(平
    参加人の請求した救済の概要は次のとおりである。
```

- 原告に対し、 原告に対し、
- 仲立手数料率の回復 仲立証券の組合員の給与減額分の回復 仲立手数料率の回復や仲立証券の組合員の給与減額分の回復等を議題とする団体交渉応諾 原告に対し、仲立手数料率の回復や仲立証券の組合員の給与減 仲立証券に対し、組合員の賃金カット分の回復及びバックペイ

なお、この時点での仲立証券の従業員数は70名であった(弁論の全趣旨)。 イ P2社長は、平成10年8月31日、仲立証券内に再建プロジェクトチームをつくり、媒介業務から貸金業や貸株 業等に業務転換するという再建案を策定するとともに、従業員に対し、希望退職者を募集することを発表した。前記希 望退職募集の内容は、退職募集人員を20名程度、退職募集期間は平成10年9月1日から同月21日まで、募集に応 じた従業員に対しては、通常の退職金に加え退職優遇金として300万円を加算支給し再就職支援金として基本給の2 4か月分を支給するというものであった。当該希望退職の募集に対し、従業員6名が応募して退職し、さらに2名が退 は1年後の全物長) (弁論の全趣旨)

本お、仲立証券の平成11年3月期における宮業収益は約4億3200万円(つち円ルチ数科収入は約4億2900万円)、営業費用は約9億8000万円(このうち人件費が約8億7000万円)であり、経常損益は約6億2900万円の赤字であった。
(6)仲立証券の自主廃業決定から本件申立てに至る経緯等(平成11年4月以降)ア仲立証券が自主廃業を決定した平成11年4月12日には、次のような動きがあつた。
(ア)仲立証券は、取締役金を開き、仲立証券の経営見通しについて、①平成5年3月期以来赤字が連続し、今後とも好転が期待できず、②他業種への転身を図ろうとしたが不可能であったので、この時点では、まだ仲立証券の財務状態の財務が債務超過に陥ってはいないものの、これ以上営業を継続することは不可能であるとの判断の下、翌13日から営火体止し、自主廃業すること及び4月27日にに臨時株主総会を開いて会社解散決議を提案することを決定した。この決定に基づいて、仲立証券がら、(イ)原告は、仲立証券は、直ちに、原告に対し対して何らかの指示等をしたことはなかった(甲12【53頁】)。(イ)原告は、仲立証券がら戻告が仲立証券に対して何らかの指示等をしたことはなかった(印12【53頁】)。(イ)原告は、仲立証券がら設置業務につきKBよず前の連絡を決定したで表れ、未た、原責の主が、大変である一般証券会社の代表者等に対し、仲立証券が営業休止を結束を持てして、クラッか人は、午後3時ころ、仲を証券が営業休止及り自主廃業を決定したにとを知り団体で活ので、実際には当該平成5年3月期以来連続示字のり、これら成し、今で渉を開催するよう要求した。午後4時から社員説明ら、大変にとたり、できまれたは、一年後3時に入り、一年後3時に入り、一年後3時に入り、一日の主証券が営業休止をうり、できまれた。「222【11を1)のできまに、クロ・大後3時に入りまれた。(こ22【11を1)のであるのに、「イ)の参加人は、一年後3日に表はしてなされた違法戸、これらの情報であるが開発しているものに表とは別の場所を売買立会場とし、「イ)のでは11年4月13日には、次のような助加入との事前協議事項で直入。23【18、19頁】、121(21)、22頁】、これ22頁】、。

転換社頂寺の元貝取りが開始された。 (イ)参加人は、仲立証券の営業休止が、参加人との協議もなく強行されたとして、仲立証券の従業員が大阪証券取引所内で引き続き就労できるよう闘争することを決定し(参加人はこの闘争を「就労闘争」と呼んでおり以下この用語を使用する。)、仲立分会の組合員を含む数十名の組合員及び非組合員である仲立証券の従業員らが、就労闘争として大阪証券取引所の立会場内に立ち入ろうとしたところ、原告の職員がこれを制止した。しかし、多数の参加人組合員が、その制止を振り切って立会場内に入り込み、制止して退去を求めようとする職員を取り囲んで厳しく問いただすなどのお議行動を行った。 抗議行動を行った

(ウ) 原告は、参加人執行委員長に対し、就労闘争は原告の施設管理権を侵害し業務を妨害する深刻で重大な違法行為

である旨文書で通告したが,就労闘争は,翌日以降も行われ,約1週間にわたって続いた。就労闘争を知った仲立証券 も,平成11年4月19日,仲立証券の従業員に対し,大阪証券取引所の立会場内に立ち入らないように求めた文書を 同所の入口に掲示した。 員41名のうち誰も応募しなかった。
ケ 参加人は、平成11年5月27日、大阪地労委に対し、原告及び仲立証券を被申立人として、①仲立証券に対し、解雇の撤回、②原告に対し、仲立証券の組合員に対する雇用の確保を求めて不当労働行為救済申立て(平成11年(不)第48号事件)を行った。大阪地労委は、前記救済申立てを最初の救済申立事件(平成10年(不)第44号事件)に併合して審理し、平成13年5月9日、仲立証券の営業廃止、従業員の賃金引下げ及び解雇はいずれも不当労働行為には当たらないとして、申立てを棄却する決定をした。参加人は、平成13年7月24日、この棄却命令を不服として、被告に再審査を申し立てた(中労委平成13年(不再)第36号事件)。
□ 仲立証券は、平成11年5月28日、営業を廃止し、清算手続を開始し、清算人にはP2社長が就任した。従業員で全員組合員である41名に対しては、5月分の給与と退職金及び夏期手当相当分として基本給1.2か月分が支給された。なお、仲立証券は、本件再審査審問終時においても清算手続を続行中である。
2 争点1(原告の使用者性の存否)について  なわち、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、①原告が仲立証券からの再建策の相談に乗ったのは、原告の業務の一つとして、会員に対する管理、監督という業務があり、特に財務内容等の悪化している会員からは原告の会員部においてヒアリングを行い、再建策について意見交換等を行っており、その一環として行ったという側面が認められること(前記1 (4)ア、エ)、②仲立証券は、原告における唯一の仲立会員であって、その再建策の成否が原告の営業にも重大な影響を及ぼすことが明らかである(現に、仲立証券が自主廃業を決定した後、仲立証券が行っていた媒介業務は原告が行うこととなり、また、原告は、参加人による就労闘争に巻き込まれている)など原告としても仲立証券の再建に無関心でいることはできないこと(同(1)ア、同(6)ア、イ、弁論の全趣旨)が認められ、これらの事実を考慮すれば、原告が仲立証券の再建策の検討にあたり一定の関与をしたことにも一応それなりの理由があるといえ、仲立証券の再建策の検討に対し原告が一定の関与をしたことをもって、原告が労働組合法 7 条にいうところの仲立証券従業員の「使用者」たる立場にあると根拠付けることは困難である。

エ かえって、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、①仲立証券が同社の業務内容を抜本的に改変するための試案や「57・50・35再建案」を作成しこれを原告に提示したのは、試案内容が仲立証券において原告の業務の一定部券の相談に乗ったのは、前記つ①で述べたとおり、原告の業務の一つとして、会員に対する管理、監督といる会員との間で述べたととおり、原告の業務の一つとして、会員に対する管理、監督といる会員との間では再建策について意見で成りを行っており、本件の関与に対している会員との間ではは再建策について意見で成りを行っており、中でで表している会員との間では再建策について意見で成りを行っており、一般という側面があること(前記1(4)ア・カンでの原告があり、②原告は、平成10月22日にP1社長に対して行ったという側面があること(同(4)ア・カンでが表したのは、当時原告においてそのような会社設立構想があり、③原告は、平成10年3月11日の正義を社会社設立を検討したとは言い難いこと(同(4)オ・弁論等を申し入れていたにもかかるが、上まには、仲立証券の東京支店は同の業務の継続を決定しているは、10月1日まで、4)ア・カンでは、4)ア・カンできる。4)ア・カンで 小括

7 以上によれば、仲立証券の再建策に対する原告の関与という観点から、原告が、労働組合法7条にいうところの「使用者」に当たるとの結論を導くことは困難であるというべきである。 (3)制度面、資本関係、人事面からみた原告の仲立証券に対する支配、決定の存否 アンスト制度面、資本関係、人事面の観点から、原告が仲立証券に対し、支配、決定力を有していたか否かについて

検討する

アに、制度面に関し、被告は、原告の基本的な機能である。 ・ では、解告は、原告の基本的な機能である。 ・ では、解告には、中立に媒介業務に重要と供給の円滑な処理及びるを ・ では、解告には、中立に媒介業務に重要を保制である。 ・ である。 ・ でのかであれ、 ・ である。 ・ である。 ・ でのかに、 ・ でののでは、 ・ である。 ・ でのも、 ・ でのは、 ・ でも、 ・ でも、 ・ でいる。 ・ でも、 ・ でででも、 ・ でででも、 ・ でででのも、 ・ でででででででいる。 ・ でででも、 ・ でででも、 ・ ででででい。 ・ でででい。

小括

不 小 
小 
小 
い上によれば、制度面、資本関係、人事面の観点から、原告が、労働組合法 7 
条にいうところの「使用者」に当たるとの結論を導くことは困難であるというべきである。
 (4) 労働条件面からの支配、決定力の存否
 ア 
最後に、労働条件面の観点から、原告が仲立証券に対し、支配、決定力を有していたか否かについて検討する。
 イ 
前記認定事実によれば、①原告による有価証券の売買取引等制度の変更、特に完全自動執行への移行に伴って仲立証券の媒介業務は減少するものであり、媒介業務の存否は原告の採用する執行方法に依存するという関係にあったもので、平成 1 1 年 7 月 2 6 日までにはすべての株券や債券に係る取引が完全自動執行に移行したことにより媒介業務は消滅したこと(前記 1 (2) イ)、②原告は、平成 9 年 9 月 1 日から平成 1 0 年 5 月 1 日までの間に、3 次にわたって仲立主数料を引き下げたこと(同(2)ウ)、仲立手数料率の改定は原告の理事長らの決済等の諸手続を経て決定される

こと(同(2)ウ)、原告が平成9年12月8日大口クロス取引について立会外売買制度を開始し、これにより仲立証券の手数料収入が著しく減少したこと(同(2)イ)、仲立証券の千数料収入が著しく減少したこと(同(2)イ)、仲立証券の10年3月期決負における営業収益、骨の基本の料収入はいずれも前の期と比較して約6億円減少し(同(4)の・平成10年6月1中立証券は従業員のを事実から、総を約2割削減するに至っていること(同(4)サ)がそれぞれ認められる。しかし、上記①及び②の各事実から余地原告が、抽象的には、仲立証券従業員の雇用の確保等本件雇用問題に対して影響を及ぼし得る地位にあったとという用きあるものの、そうだからといって、適ちに、決定することができる程度に現ま争いかつ具体的に支配、決定することができるで地位にあったとまずいうことに可見ないって、前記争いのない事働が協行をおれてきたこと、労働時間、休憩時間、切なかったこと、仲立証券の従来について、与の働条件について、自身が表にのは、仲立証券でとの間でおれておおり、持ち時間、休憩時間、はなり、中心立証券の後半員の信金、関方を中立証券のもの表述についており、持ち時間、休憩時間、休息時間、保存を他の他の労働後件についても、解雇、配置、懲戒については、中立証券自身が決定し、原告とは一切関与していてこと、中立証券の後半に入り、日本の主に、原告は一切関与していて記入の名は、対の表述についても、中立証券自身が、実際にも、たとに一切関与していて証券4秒の分級条件につい、行り、原告に、域外の手数料収、媒介業務に限定されており、毎月期当時には、セントといことにの同(1)関をない、大阪証券のの分割名を開からとも可能でが、実際には、中立証券の手数料収、媒介素の人供として、「日本の大会として、「日本の大会ととの間の訴訟で、同に能であると、には、「日本の大会ととの間の訴訟で、同に能であると、には、「日本の大会ととの間の訴訟で、同に能であると、「日本の大会ととの同の訴訟で、同に能であるととも同に対しては、大会に対していたことに、原とし、原とし、原告は、雇用主として、「日本の大会に

する使用者性の存否の判断を左右するものではないというべきである。

オ

以上によれば、労働条件面の観点から、原告が、労働組合法7条にいうところの「使用者」に当たるとの結論を導くとは困難であるというべきである。

ことは困難であるというべきである。 (5) まとめ 前記(2) ないし(4) で検討したとおり、仲立証券の再建策に対する原告の関与、制度面、資本関係、人事面、労働条件面の各観点から、原告の仲立証券に対する支配、決定力の存否、程度等を検討したが、原告は、仲立証券の事業再開と同証券従業員の雇用を確保しなければならないという程にあるいは原告や証券関係の業界で仲立証券従業員雇用しなければならないという程に原告は仲立証券従業員の基本的な労働条件等を支配決定することができる地位、換言すれば、原告は、参加人仲立分会組合員らの雇用の確保等本件雇用問題について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったということはできない。そうだとすると、原告は、仲立証券従業員との関係で労働組合7条の「使用者」には該当せず、したがって、原告との間で不当労働行為の問題が生ずる余地はいというべきであるから、その余の点を検討するまでもなく、被告のした本件命令は違法として取消しを免れない、

第4 結語

原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

スリング 以上のとおり、原告の請求 東京地方裁判所民事第36部

裁判長裁判官 難波 孝

裁判官 三 油 を 裁判官世森亮次は、転官につる 大学 単数 第 波 孝 転官につき、署名押印することができない。

## (別紙1)

主

1 被申立人大阪証券取引所は、平成11年5月6日付けで、申立人大阪証券労組合から申出のあった団体交渉について、媒介業務の廃止に伴う媒介業務に従事していた大阪証券労働組合仲立証券分会組合員の雇用問題を議題とする団体交渉 申立人大阪証券労働 に応じなければならない。

被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

ナーク ロ 大阪証券労働組合 執行委員長 P12

大阪証券取引所

理事長 P8

ようにいたします。